

昭和58年 5月23日 58農経A第 411号
改正 昭和60年 9月13日 60農経A第 954号
改正 昭和61年 9月30日 61農経A第 946号
改正 昭和62年10月23日 62農経A第1079号
改正 昭和63年11月22日 63農経A第1103号
改正 平成元年 4月21日 元農経A第 408号
改正 平成2年11月15日 2農経A第1225号
改正 平成3年11月19日 3農経A第1234号
改正 平成3年12月20日 3農経A第1365号
改正 平成5年 9月10日 5農経A第1106号
改正 平成5年11月10日 5農経A第1286号
改正 平成6年11月24日 6農経A第1346号
改正 平成10年12月 2日 10農経A第1372号
改正 平成11年11月12日 11農経A第1526号
改正 平成12年 6月23日 12 経 第1852号
改正 平成15年10月29日 15 経営 第3803号
改正 平成16年11月10日 16 経営 第4461号
改正 平成23年 4月15日 23 経営 第 128号
改正 平成23年 5月 2日 23 経営 第 241号
改正 令和3年 3月29日 2 経営 第3025号

知 事 殿

農林水産事務次官

「天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金
交付要綱」の制定について

昭和58年度において(目)被害農家営農資金等利子補給補助金及び(目)被害農
家営農資金等損失補償補助金が(目)被害農家営農資金利子補給等補助金に統合さ

れたが、このことに伴い別添のとおり「天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱」が制定され、昭和58年度から適用することとされたので当該補助金の交付申請書等については遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い「天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給補助金交付要綱」（昭和38年5月1日付け38農経A第3165号農林事務次官依命通達）及び「天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等損失補償補助金交付要綱」（昭和38年5月1日付け38農経A第3165号農林事務次官依命通達）は廃止されたので御了知ありたい。

以上、命により通知する。

別 添

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱

第1 農林水産大臣は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第3条の規定に基づき、都道府県に対し、利子補給補助金及び損失補償補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、平成12年6月23日農林水産省告示第899号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）、平成12年6月23日農林水産省告示第900号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）及び災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等に係る損失補償費補助金の交付について（昭和34年2月11日付け34農経第832号農林事務次官依命通知。以下「次

官通知」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、利子補給補助金に係るものにあつては別記様式第1号、損失補償補助金に係るものにあつては別記様式第2号のとおりとする。

2 前項の申請書のうち利子補給補助金に係る申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。ただし、当該書類を都道府県のウェブサイトにおいて公表している場合にあつては、当該ウェブサイトのURLを申請書に記載することにより、添付を省略できることとする。

- (1) 都道府県が市町村の行う利子補給に要する経費の全部又は一部を補助する場合の当該補助に関する都道府県の規程又は要綱
- (2) 都道府県が利子補給補助金の交付に係る経営資金等の融通に関して実施要領等を定めた場合には当該実施要領等
- (3) その他農林水産大臣が必要と認める書類

3 前項各号に掲げる添付書類は、これらの規程、要綱、実施要領等に係る利子補給補助金についての最初の申請の際に添付することとし、その後の利子補給補助金についての申請の際には省略して差し支えない。

4 都道府県知事は、第2項各号に掲げる添付書類の記載事項を変更した場合には遅滞なく当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に届け出なければならない。

5 第1項の申請書のうち損失補償補助金に係る申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 都道府県と融資機関との契約書の写し
- (2) 都道府県が市町村の行う損失補償に要する経費の一部を補助する場合の当該補助に関する都道府県の規程又は要綱及び市町村と融資機関との契約書の写し

(3) 都道府県が損失補償補助金の交付に係る経営資金等の融通に関して実施要領等を定めた場合には、当該実施要領等

(4) その他農林水産大臣が必要と認める書類

第3 規則第2条の規定に基づく申請書の提出時期は、利子補給補助金については毎年1月1日から同年6月30日までの期間（以下「上半期」という。）に係るものにあつては同年5月31日、毎年7月1日から同年12月31日までの期間（以下「下半期」という。）に係るものにあつては同年11月20日までとし、損失補償補助金については毎年度2月10日までとする。

第4 利子補給補助金に係る規則第6条の規定に基づく実績報告書の様式は別記様式第1号のとおりとする。

附 則（令和3年3月29日付け2経営第3025号）

1. この改正は、令和3年4月1日から適用する。
2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
3. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号

年度天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等
補助金交付申請書（又は実績報告書）

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長） 殿

県（都道府）知事 氏名

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱によ
り下記のとおり 年 月 日から同年 月 日までの期間（ 年 半期）に係る
利子補給補助金 円の交付を申請する。

又は 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があつた天
災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給に係る事業が終
了したので事業実績を報告する。

なお、あわせて精算額 円と概算受領額 円との
差額 円の交付を請求する。

（補助金の全額が概算払により交付された場合には、なお書を削除す
る。）

記

1. 事業の目的

2. 事業計画（又は実績）

(ア) 貸付利率及び利子補給率

| 災害別 | 資金別 | 業 態 別 | | 単 位 組 合 | | 連 合 会 | | その他の金融機関 | | 市 町 村 利 子 補 給 率 (年%) | 都道府県 利 子 補 給 率 (年%) | 当該資金 の最終償 還年月日 |
|-----|-----|------------|----------|---------------------|---------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------------|------------------------------|----------------------|
| | | 貸 付 金利別 | 業 種 別 | 基準金利 (A) (年%) | 被害農林 漁業者等 への貸付 利率(B) (年%) | (A) (年%) | (B) (年%) | (A) (年%) | (B) (年%) | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1. 「資金別」、「業種別」欄は、別表の区分により記入すること。
 2. 「基準金利」は、被害農林漁業者等への貸付利率に市町村及び都道府県利子補給率を加えた利率とすること。
 3. 「被害農林漁業者等への貸付利率」は、融資機関が天災資金を被害農林漁業者等へ実際に貸し付ける場合の利率とすること。

(イ) 都道府県及び市町村の利子補給計画（又は実績）

| (A) 災 害 別 | (B) 資 金 別 | (C) 業 態 別 | | (D) 融 資 機 関 別 | (E) 期 首 融 資 残 高 | (F) 期 末 融 資 残 高 | (G) 融 資 平 均 残 高 | (H) (G) × a | | (I) 市 町 村 利 子 補 給 額 | (J) 都 道 府 県 利 子 補 給 額 | (K) b (注) | (L) 国の補助 額(H)又 は(K)の いずれか 低い額 |
|--------------------|--------------------|--------------|-----|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|-----|------------------------------|--------------------------------|--------------|--|
| | | 貸付金 利 別 | 業種別 | | | | | a 率(注) (年%) | 金 額 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

- (注) (1) 「資金別」、「業種別」欄は、別表の区分により記入すること。
 (2) 「融資機関別」欄は、個々の融資機関別に記入することなく、農協、漁協、銀行等金融機関の種類別に利子補給率の等しい残高を有するものごと一括して記入すること。
 (3) 「期首融資残高」欄は、上半期の場合には、当該年の1月1日現在の融資残高を、下半期の場合には、当該年の7月1日現在の残高をそれぞれ記入すること。
 (4) 「期末の融資残高」欄は、上半期の場合には、当該年の6月30日現在の残高を、下半期の場合には、当該年の12月31日現在の残高をそれぞれ記入すること。

- (5) 「融資平均残高」欄は、計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数／365）を記入すること。
- (6) 「市町村利子補給額」欄は、市町村が融資機関に交付する利子補給金の額を記入すること。
- (7) 「都道府県利子補給額」欄は、都道府県が融資機関に交付する利子補給金の額を記入すること。
- (8) 「(H)」欄のaとして用いる数値は、次を限度とすること。

| 被害農林漁業者等への貸付利率 (年%) | | a の 値 | | |
|------------------------|-----------|----------------------------|--------------------|----------------|
| | | 平成16年8月17日から9月8日までの間の天災の場合 | 平成23年東北地方太平洋沖地震の場合 | |
| 経営資金 | 6.5%以内の場合 | 年% 1. 1 2 5 | 年% 1. 0 5 | 年% 1. 4 2 5 |
| | 5.5 " | 1. 1 2 5 | 1. 0 5 | 1. 4 2 5 |
| | 3.0 " | 1. 4 6 2 5 | 1. 3 6 5 | 1. 8 5 2 5 |
| 事業資金 | 6.5%以内の場合 | — | 0. 6 2 5 | 1. 0 0 |

(注)平成23年東北地方太平洋沖地震の場合の項の経営資金及び事業資金の欄のうち右側の値は、平成23年5月2日から平成24年4月30日までの間に貸し付けられた資金のうち、融資総額1,000億円までの部分につき適用する。

- (9) 「K」欄のbとしては次の数値を用いること。

| 被害農林漁業者等への貸付利率 (年%) | b の 値 |
|---------------------|--------------------------|
| 6 . 5 以 内 の 場 合 | $\frac{1}{2} (I + J)$ |
| 5 . 5 " | $\frac{1}{2} (I + J)$ |
| 3 . 0 " | $\frac{65}{100} (I + J)$ |

(ウ) 都道府県の市町村に対する補助計画（又は補助実績）

| 災 害 別 | 資 金 別 | 市 町 村 数 | 補 助 割 合 | 利子補給補助額 | 備 考 |
|-------|-------|---------|---------|---------|-----|
| | | | 年% | 円 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(注)「市町村数」欄は、都道府県が利子補給補助金を交付する市町村の数を記入する。

(エ) 補助事業完了予定年月日（又は完了年月日）

3. 収支予算書（又は収支精算書）

(ア) 収入の部

(単位 円)

| 区 分 | 本年度予算額 (又は本年度精算額) | 前年度予算額 (又は本年度予算額) | 比較増減 | | 備 考 |
|---------------------|----------------------|----------------------|------|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| 国庫補助金 都道府県費 計 | | | | | |

(イ) 支出の部

(単位 円)

| 災害別 | 区 分 | 本年度予算額 (又は本年度精算額) | 前年度予算額 (又は本年度予算額) | 比較増減 | | 備 考 |
|-----|--------------------------|----------------------|----------------------|------|---|-----|
| | | | | 増 | 減 | |
| | 利子補給額 市町村に対する補助額 計 | | | | | |

(別表)

| 資金別 | 業態別 | |
|------|-----------|------------------------|
| | 貸付金利別 | 業種別 |
| 経営資金 | 年6.5%以内資金 | 農業 林業 漁業 |
| | 年5.5%以内資金 | 農業 開拓業 林業 漁業 |
| | 年3.0%以内資金 | 農業 開拓業 林業 漁業 |
| 事業資金 | 年6.5%以内資金 | 農業 森林組合 漁業 協同 |

別記様式第2号

年度天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長） 殿

県（都道府）知事 氏名

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱によ
り下記のとおり損失補償補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業実績

損失補償及び損失補償補助実績

(単位 円)

| 災害別 | 業種別 (A) | 契約融資 機 関 別 (B) | 地方公共 団 体 別 (C) | 当初貸付額 (契約別) (D) | Dのうち損失補 償対象貸付額 (E) | 契約に基づく補償限度 | | 国庫補助限度額 E × 25/100 (H) | 融資機関 の 損 失 (I) | 市 町 村 の 損失補償額 (J) |
|-----|------------|----------------------|----------------------|-----------------------|--------------------------|------------|-----------|------------------------------|----------------------|-------------------------|
| | | | | | | 率 (F) | 金額 (G) | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

| 都道府県 の補助率 (K) | 都道府県 の補助額 (L) | 都道府県の 損失補償額 (M) | J(又はM)の うち国庫補助 対象損失 (N) | N / 2 (P) | Dについ ての既往 の損失補 償額 (Q) | Qに対す る既往の 国庫補助 額 (R) | H - R (S) | 国庫補助額 (P又はSの どちらか低い 額) (T) | 備 考 |
|---------------------|---------------------|-----------------------|----------------------------------|--------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------|--|-----|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

- (注) 1. (A)の区分は農業、開拓、林業及び漁業とする。
 2. (B)には、地方公共団体と損失補償契約を締結した融資機関名を記入する。
 3. (D)には契約ごとの貸付総額を記入する。
 4. (F)には契約により定められた貸付総額に対する補償の割合を記入する。
 5. 同一契約により既に損失補償を行っている場合でも(I)には今回の国庫補助申請に係る損失を記入する。
 6. この表の(D)と3の(1)の表の(B)、同じく(E)と(C)、(I)と(G)、(J)と(J)、(M)と(K)のうちの都道府県の補償対象損失及び(N)と(M)にはそれぞれ同額を記入する。
 7. (K)には市町村の損失補償額に対する補助の割合を記入するが、(L)の額が貸付総額に対する割合により算定された場合にはその割合を、かっこ書する。
 8. 同一契約で既に損失補償を行っている場合は、前回までの国庫補助申請に係るものを(Q)及び(R)に記入するとともに国庫補助指令の日付け、番号を備考に記入する。

(2) 融資機関別明細表

災害名 () 業種名 () 契約融資機関名 ()

(ア) 契約により損失補償の対象となる損失の範囲

(注) 遅延利息についてはその計算の基礎となる元本、約定利息の別、期間及び利率を記入する。

(イ) 損失発生状況

(単位 円)

| 貸付先名 (A) | 当初貸付 | | Bの内訳 補償対象 貸付額 (C) | Bの内訳 補償対象外不適正貸付額 (D) | | | 最終 償還 期日 (E) | 損失 補償 請求 権発 生日 (F) | 損失補償請求権 発生日現在損失 (G) | | | | 損失補償請求日(年 月日)現在損失 (H) | | | | 貸付後の 善管義務 欠如によ りHから 控除され る額 (I) | 差引 損失 H-I (J) | 当初貸付の不 適正によりJ から 控除される額 (K) | | | | |
|-------------|------|----|----------------------------|----------------------------|----------|----------------|-----------------------|-----------------------------------|---------------------------|----|----------|----------|-----------------------------|----|----|----|---|------------------------|---|----------|----------|----------------|---|
| | 年月日 | 金額 | | 法令 違反 | 契約 違反 | 善管 義務 欠如 | | | 計 | 元本 | 約利 利率 | 延利 利率 | 計 | 元本 | 約利 | 延利 | | | 計 | 法令 違反 | 契約 違反 | 善管 義務 欠如 | 計 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 差引損失 J-K (L) | | | | Lのうち市町村 の補償対象損失 (M) | | | | L(又はM)のうち都道府県 の補償(又は補助)対象損失 (N) | | | | 損失補償を受けない 損失L-M又はL-N (P) | | | | Nのうち国庫補助対象損失 (Q) | | | |
|-----------------|----|----|---|---------------------------|----|----------|---|---------------------------------------|----|----------|---|--------------------------------|----|----|---|---------------------|----|----------|---|
| 元本 | 約利 | 延利 | 計 | 元本 | 約利 | 延利 利率 | 計 | 元本 | 約利 | 延利 利率 | 計 | 元本 | 約利 | 延利 | 計 | 元本 | 約利 | 延利 利率 | 計 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1. (A)には、直接貸付の場合には被害農林漁業者名又は被害組合名等、転貸の場合には経由融資機関名を記入する。
ただし、貸付先が被害農林漁業者の場合には(E)及び(F)の同一のものごとに、まとめて〇〇ほか何名と記入して差し支えない。
2. (C)には、当初貸付額(B)から補償対象外不適正貸付額(D)を控除した額を記入する。

3. (F)には元本の償還期限到来後、政令で定める期間を満了した日を記入する。
4. (G)には請求権発生日現在における延滞額で、損失補償に関係なく融資機関に発生した実際の延滞額を記入する。
5. 請求権発生日から、損失補償請求日までに回収金のない場合には(H)には(G)と同額を記入し、請求権発生日以降、回収金のあつた場合には、請求権発生日現在における延滞額に対し、融資機関の通常の方法をもって回収金を充当し(請求権発生日以降発生する延利には充当しない。)、その結果の延滞額を(H)に記入する。したがって(H)の額は融資機関の帳簿残高とは必ずしも一致しない。
6. (D)、(I)及び(K)には次官通知記第1の損失補償費補助金交付基準により貸付額又は損失額から控除される額を記入する。
7. (K)の算定に当たって、(J)の損失のうち、当初の不適正貸付額からの損失と適正貸付額からの損失とが判然としない場合は、当初貸付額のうち適正、不適正の額に按分して算定する。

(ウ) その他

- (注) 1. 市町村又は都道府県が損失補償を行うに当たって法令違反、契約違反又は善管義務欠如により損失の一部を補償対象から控除した場合には、その理由と控除額の算出基礎を記入する。
2. 都道府県が、損失補償補助を行うに当たって、法令違反又は善管義務欠如により損失の一部を補助対象から控除した場合には、その理由と控除額の算出基礎を記入する。
3. その他必要な事項を記入する。

4. 収支精算書

(ア) 収入の部

(単位 円)

| 区 分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 比 較 増 減 | | 備 考 |
|---------------------|--------|--------|---------|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| 国庫補助金 都道府県費 計 | | | | | |

(イ) 支出の部

(単位 円)

| 災 害 別 | 区 分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 比 較 増 減 | | 備 考 |
|-------|----------------------------------|--------|--------|---------|---|-----|
| | | | | 増 | 減 | |
| | 損失補償額 市町村に対する損失 補償補助額 計 | | | | | |